

送りつけ商法

注文していない商品を勝手に送りつけ、売買契約の申し込みを行わせたり、売買契約の成立を主張して、代金を一方的に請求する悪質商法です。突然、家に商品が届き「購入されない場合は、〇日以内に返送してください。期限内に返送されない場合は、購入頂いたものとします」といった文面が添えられているのが典型例です。事前にアンケートを配布し、その回答者に対して商品を送りつけてくることもあります。

対処法

差出人がわからないものは受け取らないようにしましょう。代金引換の場合はうっかり払ってしまうと取り返しがつかないこともあるので注意してください。また、送りつけられた商品はむやみに開封してはいけません。受け取った日から14日間は過ぎても送り主が引き取りに来ない場合は、不要品として処分することができます。

消費者の味方 クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘などで契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間以内であれば、無条件で契約の解除ができる制度です（右記参考）。クーリング・オフをすると、支払ったお金はすべて返金され、受け取った商品は販売業者が費用を負担して引き取るようになります。

場合によってはクーリング・オフの対象にならないこともありますので「おかしいな」「困ったな」と思ったら産業振興課商工観光係（☎52-3313）までお早めにご相談ください。

【記入例】

<p>切手 簡易書留</p> <p>自分の住所 自分の氏名</p> <p>（郵便番号） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>〇〇販売株式会社 御中</p>	<p>● 契約（申し込み）年月日</p> <p>● 販売会社名</p> <p>● 担当者名</p> <p>● 商品名</p> <p>● 契約金額</p> <p>右記の契約を解除します 平成〇年〇月〇日</p>
--	--

【表面】

【裏面】

ダマサレタ...



- ①必ず書面（ハガキでも可）で行います。
- ②その契約をやめたい旨を書いて両面コピーをとります。
- ③郵便局の窓口で、発信日が証明されるサービス（簡易書留や特定記録郵便など）を利用して発信します。
※クレジットで購入した場合はクレジット会社にも出す。
- ④郵便局の窓口で「受領書」をもらいます。
- ⑤「書面のコピー」と「受領書」がクーリング・オフの証明になります。大切に保管してください。

少しでも怪しいと思ったら、すぐ相談を

かかってきた電話に「おかしいな」と感じたり、不審な勧誘を受けたりした場合は、一人で解決しようとせず、すぐに誰かに確認や相談をするようにしてください。

【消費生活相談窓口】産業振興課商工観光係（☎52-3313）